

裁 決 書

審査請求人 住所  
氏名 様  
処 分 庁 野田市長 鈴木 有

審査請求人が平成29年5月31日付けで提起した処分庁による「平成14年7月31日付けで自治会から提出された自治会集会施設整備事業補助金交付申請書及び添付書類」の行政文書部分開示決定に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年3月23日付けで、野田市情報公開条例(平成8年野田市条例第25号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、条例の実施機関である処分庁に対し、行政文書開示請求を行った。
- 2 処分庁は、平成29年4月7日付けで、条例第10条第2項の規定に基づき、行政文書の開示等決定を行う期間を延長することとし、審査請求人に通知した。
- 3 処分庁は、平成29年5月8日付けで、行政文書部分開示決定処分(28野市生第325号の3。以下「本件処分」という。)を行い、同日付けの行政文書部分開示決定通知書を同日に審査請求人に交付した。
- 4 審査請求人は、平成29年5月31日付けで、処分庁に対し、本件処分及び平成29年5月23日付け野市生第63号による部分開示決定に対する審査請求書を行った。
- 5 審査庁は、平成29年6月14日付けで審査請求人に対して、2件の処分に対する趣旨及び理由が明確になっていないため、それぞれの処分ごとに審査請求の趣旨及び理由を記載するよう補正を命じた。

6 審査庁は、平成29年6月16日付け補正書（審査請求の趣旨を『本件処分に係る補助金交付申請書及び添付書類（以下「本件補助金交付申請書等」という。）の自治会長の氏名及び住所（以下「氏名等」という。）、本件補助金交付申請書等における「土地使用貸借契約書（甲）の内訳」（以下「本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳」という。）のうちの5名の氏名等、本件補助金交付申請書等における「土地賃貸借契約書」（以下「本件土地賃貸借契約書」という。）のうちの賃料に関する不開示部分を開示するとの裁決を求めること』とし、添付書類を付したもの）（以下「補正書」という。）及び同月23日付け再補正書（補正書により添付した書類が本件処分に対する審査請求に係る添付書類であることを明記したもの）（以下「再補正書」という。）を受理した。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、補正書、再補正書、反論書及び審理員からの質問に対する回答書における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件補助金交付申請書等の自治会長の氏名等について

自治会長の氏名等は、条例第6条第2号ただし書アの「慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」に該当し、開示すべきである。

その理由は、野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則第1条及び第2条の規定、市民生活部・市民生活課の対応の実情、野田市立図書館所蔵の平成14年度の「野田市神社台帳」の香取神社のところに役職者の氏名・住所・電話番号の記載があるためである。

##### (2) 本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳のうちの5名の氏名等について

5名の氏名等を開示すべきである。

その理由は、不開示とされた5名は相続登記手続を怠っているだけであり、相続登記を促している法務局の行政事務に反する結果となる、前記5名のうち3名はNTT東日本「ハローページ」2012.7版に氏名・電話番号・住所を公開しているためである。

##### (3) 本件土地賃貸借契約書について

貸主は、世間相場より低賃料で貸しているので、賃料に関する不開示部

分を開示すべきである。

## 2 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 本件補助金交付申請書等の自治会長の氏名等について

自治会長の氏名等は、条例第6条第2号ただし書アの「慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。

理由は以下のとおりである。

ア 野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則には、自治会長等の情報を公にするという規定はない。

イ 市が自治会長の氏名等を提供するのは、原則として次の場合に限定しており、無条件で公にすることを予定されている情報として取り扱っていない。

(ア) 自治会加入希望者が居住地区の自治会長の情報の提供を求める場合

(イ) 施工業者等が、工事説明会等を行う目的のために、工事に影響のある地区の自治会長の情報の提供を求める場合

(ウ) その他の場合 情報を求める者から情報を利用する目的等を書類にて提出していただき、必要があると認めるときに限って提供する。

ウ 「野田市神社台帳」における総代の役職に該当する者の情報の公開と自治会長の情報の公開との関係が不明であり、審査請求人の主張は理由がない。

### (2) 本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳のうちの5名の氏名等について

ア 本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳に記載された者のうち、不動産登記法に基づく所有権の登記名義人として記録されている者の氏名等については、条例第6条第2号ただし書アに該当すると判断し開示した。

不動産登記法に基づく所有権の登記名義人として記録されていない5名については、不開示の例外規定である条例第6条第2号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした。

なお、審査請求人が主張するとおり、不開示とした当該5名が登記手続を怠っている者だとしても、その事実をもって不開示情報から除外される規定はなく、審査請求人の主張は理由がない。

イ 審査請求人は、不開示とした3名の氏名・電話番号・住所が「ハロー

ページ」に記載され、公開されていると主張するが、「ハローページ」と本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳との関係は不明であり、審査請求人の主張は理由がない。

(3) 本件土地賃貸借契約書について

本件土地賃貸借契約書は、本件補助金交付申請書の添付書類であり、申請者が当該申請に係る用地を自治会集会施設として使用する権利を有することを確認するためのものである。

この契約書に記載された賃料の額は、賃貸人である法人と賃借人である自治会との間の交渉による合意に基づく額であるが、この額が公にされると、今後、当該法人又は当該自治会と土地の賃貸借契約を行う者に利用されるなど、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある。

よって、賃料の額は、条例第6条第3号に規定する不開示情報に該当する。

## 理 由

審査庁は、平成29年11月13日付けで、本件審査請求について、条例第16条第1項の規定に基づき、野田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

審査会は、平成30年1月17日付けで、審査庁に対し答申した。

答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

### 1 本件処分の適法性又は相当性について

#### (1) 本件補助金交付申請書等における自治会長の氏名等について

審査請求人は、野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則第1条及び第2条の規定により、自治会長の氏名等は、条例第6条第2号ただし書に規定する「慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」に該当すると主張しているが、同規則第1条は規則の目的を、第2条は用語の定義を定めているものであり、その他の規定からも、自治会長の氏名等が公開を予定されていると読み取ることができない。

また、市が自治会長の氏名等を外部に提供するのは、運用として、原則、三つの場合に限定しており、無条件で公にすることが予定されている情報として取り扱っていないという処分庁の説明に不自然、不合理な点は

認められない。

このほか、審査請求人は、自治会会員名簿を提出し、自治会長の氏名等は慣行として公にされている情報と主張するが、同名簿は自治会の構成員という特定された者に対する公開であるため、これを「公」にされている情報ということとはできない。同様に、審査請求人は神社台帳等を自治会長の氏名等が公開されている証拠として提出しているが、これらは個人の氏名が記載されているもので、自治会長として氏名が公開されているものではないため、これらをもって、自治会長の氏名等が「公」にされている情報ということとはできない。

以上のことから、自治会長の氏名等は、条例第6条第2号ただし書に規定する情報には該当しないと判断する。

(2) 本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳における土地の共有者16名のうち5名の氏名等について

処分庁によると、本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳における土地の共有者のうち、共有者として登記されている者の氏名等については、条例第6条第2号ただし書に規定する「慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」として開示している。不動産の登記記録は、何人でも入手することが可能であり、容易に土地所有者に関する情報を知り得るものであるため、登記記録全部事項証明書に記載されている者を開示し、記載されていない者を不開示とした処分庁の判断は相当であると判断する。

審査請求人は、不開示とされた者は相続登記を懈怠している者であるため、不開示処分は不当であると主張するが、条例第6条第2号ただし書の規定の適用は相続登記の申請の有無の事情に影響されるものではない。

(3) 本件土地賃貸借契約書の契約の内容について

審査請求人は、本件土地賃貸借契約書の賃料に関する部分について、世間の相場より低賃料で契約していることから開示すべきであると主張しているが、本件土地賃貸借契約書は、法人と自治会との間の合意に基づき作成されたものであって、その賃料に関する部分は、当事者間において重要な要素をなす部分であり、当事者以外の者にその賃料が明らかになると、今後、当該法人又は当該自治会と賃貸借契約を行う者に利用されるなど、

当該法人及び当該自治会の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、賃料に関する部分を条例第6条第3号ただし書アに規定する「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として不開示とした処分庁の判断は相当であると判断する。

## 2 結論

以上により、本件処分に対する審査請求について、審査庁が棄却の裁決をすることは、妥当である。

審査庁は、審査会の答申を尊重して、審査会の考え方と同様の理由により、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年4月6日

審査庁 野田市長 鈴木 有

## 教示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記

の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。